

業務仕様書

2026～2027 年度中米広域国別研修「学びの改善のための教育政策策定・実施能力強化」に係る研修委託先選定の参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構四国センター(以下「JICA 四国」という。)は、以下の業務について、参加意思確認書(様式 1)の提出を公募します。

UNESCO およびラテンアメリカ教育品質評価研究所による第 4 回地域教育品質調査(ERCE 2019)では、「基本的理解」に相当するレベル 2 を達成した 3 年生の割合は地域全体で約半数で、コスタリカ以外の本事業対象国はいずれも平均を下回っていることから、教育の質の改善が課題となっています。

JICA は 2005 年以降、中米・カリブ地域広域算数教育協力として、ホンジュラスを中心に、グアテマラ、エルサルバドル、ニカラグア、ドミニカ共和国において技術協力プロジェクトを実施してきました。これにより、小学校算数教材の整備、教員の指導力向上、カリキュラム承認が支援され、「子ども中心の教育」への転換が促進されてきました。さらに 2015 年からは第 2 フェーズとして中学校数学教科書の開発を支援し、系統性のある教材の全国展開が進んできました。

特にエルサルバドルで確立された ESMATE モデルは、学習内容と学習過程を内包した教材の開発と、それを活用した授業改善を一体的に進める学びの改善戦略として有効性が実証されており、各国への展開が期待されています。加えて、算数・数学の学習状況調査結果の分析に基づく教材改善と、それを活用した ESMATE モデルに基づく授業改善を推進する新たな技術協力プロジェクトが実施されました。これにより、教材改善、カリキュラム管理、教員研修を含む教育システム全体で PDCA サイクルを実践する「改訂 ESMATE モデル」へと発展し、その効果も確認されています。

本研修では、日本における学力調査やカリキュラム策定の取組を通じて、学びの改善に資する PDCA サイクルへの理解を深めるとともに、改訂 ESMATE モデルとの比較を通じて、エビデンスに基づく教育改善の重要性を学ぶことを目的としています。その上で、自国の課題を踏まえ、PDCA 実践上の課題を整理し、将来的な教育改善に向けた具体的な活動案を策定します。本研修を通じて、参加国においては、エビデンスに基づく授業改善およびカリキュラム・教材改訂が推進されることで、算数・数学教育の質の向上が期待されます。また、エルサルバドルにおいては、改訂 ESMATE モデルの継続・発展と他分野への展開も期待されています。

特定者は、国際教育協力分野において長年の実績を有し、開発途上国を含む多数の国・地域から教育関係者を研修員として受け入れてきました。加えて、教員養成、教育行

政、学校改善等をテーマとした研修の企画・運営に取り組み、国際機関等と連携した教育分野の人材育成を推進しています。さらに、JICA の各種研修を継続的に受託してきた経験を有し、研修業務の適切な実施および経費精算を含む契約履行能力を備えています。また、特定者は本研修の前身であるエルサルバドル「ESMATE2」技術協力プロジェクトの実施に際し、エルサルバドル教育省と JICA が署名交換した合意文書において、協力機関として正式に位置付けられています。同プロジェクトにおいては、本邦研修の実施に加え、現地への専門家派遣、日本におけるエルサルバドル教育省関係者向け研修の実施、さらにはエルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、グアテマラからの算数・数学教育関係者の留学生（修士課程）としての受入れなど、多面的な支援を行い、プロジェクトの推進に寄与してきました。その結果、同国におけるカリキュラム局全体の組織強化および算数・数学教育の質の向上に大きく貢献しています。

これらの実績と知見を基盤として、エルサルバドルで確立された取組を中米地域へ横展開することを目的とする本研修を、効果的かつ効率的に実施することが可能である唯一の団体であると判断しています。

今般、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1. 業務内容

(1) 業務名：

2026～2027 年度中米広域国別研修「学びの改善のための教育政策策定・実施能力強化」に係る研修委託契約

(2) 案件概要：

「研修委託契約業務概要」(案)(別紙2)のとおり

(3) 実施期間：

2026 年 10 月 29 日から 2026 年 11 月 14 日まで(予定)

2027 年 10 月 29 日から 2027 年 11 月 14 日まで(予定)

(4) 契約履行期間：

2026 年 9 月 1 日から 2026 年 12 月 24 日(予定)

2027 年 9 月 1 日から 2027 年 12 月 24 日(予定)

契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2. 応募資格

(1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和 07・08・09 年度全省庁統一資格の競争参加資格(以下、「全省庁統一資格」という。)を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。

- 2)会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3)当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
- ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
- イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4)競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。
- なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。
- ア. 提出者の役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。

イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であつて、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件: 以下の経験・要件を有すること。

1) 業務を遂行する法人としての能力を有すること。

2) 業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、

研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間	2026年6月19日(金)正午まで
	提出場所	JICA 四国 業務課
	提出書類	下記参照のこと。
	提出方法	電子メール。下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、提出期限までに必着。
(2) 審査結果の通知	通知日	2026年6月23日(火)まで
	通知方法	電子メール
(3) 審査結果についての理由請求	請求場所	JICA 四国 業務課
	請求方法	電子メール
	請求締切日	2026年6月25日(木)
	回答予定日	2026年7月1日(水)
	回答方法	電子メール

【提出書類】

- 1) 参加意思確認書(様式 1)
- 2) 誓約書(様式 2)
- 3) 提出場所・メールアドレス

〒760-0028 香川県高松市鍛冶屋町3番地 香川三友ビル1階

JICA 四国 (担当: 谷本 亜紀) 電話: 087-821-8826 Email: skictpr@jica.go.jp

【メール送信の際の留意点】

- ・メール容量について

受信制限があるため、送付するメールの容量は20MB以下としてください。

- ・受信確認メールについて

JICA 四国では、提出された内容を確認のうえ、原則として24時間以内に受信確認メールを送付します(土・日・祝日を挟む場合は、翌営業日の17時までには送付します)。万一、確認メールが届かない場合は、JICA 四国までお問い合わせください。ただし、メール提出時刻から24時間以内のお問い合わせは原則として受け付けませんので、メールによる提出は余裕をもって早めに行うことを推奨します。

4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求められます。(上記3.(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨:日本語及び日本国通貨に限ります。
- (10) 契約保証金:免除します。
- (11) 共同企業体の結成:共同企業体の結成を認めません。

以上